

特別徴収に係る給与所得者異動届出書の記入例

(1) 退職で残額を個人が直接納付する場合

- 1. 現年度 令和8年6月～令和9年5月
- 2. 新年度 令和9年6月～令和10年5月
- 3. 両年度 1及び2の期間

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		年度 <input style="width: 30px;" type="text" value="1"/> 右から番号を記入 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度																							
受付印 (宛先) いなべ市長 令和8年11月30日提出	給与(特別徴収義務者)支払者	所在地 〒511-0498 いなべ市北勢町阿下喜31番地	特別徴収義務者 指定番号 00000000	宛名番号 3	担連 所属 総務課	当給 氏名 員弁 太郎	者先 電話 0594-86-7794 内線(100)																		
フリガナ フジワラ ウメコ		氏名 藤原 梅子		生年月日 元号 <input style="width: 30px;" type="text" value="昭和"/> 平成 <input style="width: 30px;" type="text" value="33"/> 年 <input style="width: 30px;" type="text" value="3"/> 月 <input style="width: 30px;" type="text" value="3"/> 日		個人番号 (マイナンバー) 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		受給者番号 999		1月1日現在の住所 いなべ市北勢町阿下喜2633番地		異動後の住所 いなべ市藤原町市場115番地		(ア) 特別徴収税額(年税額) 120,000 円		(イ) 徴収済額(納付済額) 6 月分から 11 月分まで 60,000 円		(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 12 月分から 5 月分まで 60,000 円		異動年月日 (例:退職日) R <input style="width: 30px;" type="text" value="8"/> 年 <input style="width: 30px;" type="text" value="11"/> 月 <input style="width: 30px;" type="text" value="25"/> 日		異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c		異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 ⇒ ①を記入 2. 一括徴収 ⇒ ②を記入 3. 普通徴収(本人納付) ⇒ ③を記入	



三重県内全市町共通様式

三重県内の他市町に提出する場合もご使用いただけます。宛先を訂正して、提出先の市町名を記載してください。

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)

特別徴収義務者 指定番号 (新規)	法人番号	新しい勤務先へは、月割額 円を <input style="width: 30px;" type="text"/> 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
所在地 〒	担当者連絡先	所属 氏名	受給者番号
フリガナ	電話	納入書の要否(新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要	

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

<input type="checkbox"/> 右から番号を記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 【注】1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。	徴収予定月日 月 日	徴収予定額(上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 <input style="width: 30px;" type="text"/> 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。
-----------------------------------	---	---------------	----------------------	--

③ 普通徴収(本人納付)の場合(後日市町より本人あてに納付書を送付します。)

<input style="width: 30px;" type="text" value="1"/> 右から番号を記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため 【注】1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。	※市町記入欄
--	--	--------

当市で初めて特別徴収をされる事業所は新規に○をつけてください。

※a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。 ※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。
 ※c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

(2) 退職で残額を一括して給与等から引き去る場合

1. 現年度 令和8年6月～令和9年5月
2. 新年度 令和9年6月～令和10年5月
3. 両年度 1及び2の期間

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

受付印 (宛先) いなべ市長 令和8年9月1日提出		給与支払者 (特別徴収義務者) 所在地 いなべ市北勢町阿下喜 31番地 フリガナ イナベカブシキガイシャ 氏名又は名称 いなべ株式会社 個人番号(マイナンバー)又は法人番号 111111111111111111	〒511-0498 いなべ市北勢町阿下喜 31番地 フリガナ イナベカブシキガイシャ 氏名又は名称 いなべ株式会社 個人番号(マイナンバー)又は法人番号 111111111111111111	年度 1 右から番号を記入 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	特別徴収義務者指定番号 00000000 宛名番号 3	担連 所属 総務課 当絡 氏名 員弁 太郎 者先 電話 0594-86-7794 内線(100)
フリガナ 大安 竜男 氏名 大安 竜男 生年月日 昭和 55年 5月 5日 個人番号(マイナンバー) 9999999999999999 受給者番号 999 1月1日現在の住所 いなべ市大安町大井田 2705番地 異動後の住所	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120,000 円 (イ) 徴収済額 (納付済額) 30,000 円 (ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 90,000 円	異動月日 (例:退職日) R 8年 8月 31日 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c	異動の事由 1 異動後の未徴収税額の徴収方法 2 1. 特別徴収継続 ⇒ ①を記入 2. 一括徴収 ⇒ ②を記入 3. 普通徴収(本人納付) ⇒ ③を記入			

異

三重県内全市町共通様式

三重県内の他市町に提出する場合もご使用いただけます。宛先を訂正して、提出先の市町名を記載してください。

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)

新(特別徴収義務者先) 特別徴収義務者指定番号 新規 法人番号 所在地 〒 フリガナ 氏名又は名称	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要
--	--

「未徴収の始まりの月」と「一括徴収した月」を同じにしてください。
「(ウ)未徴収税額」と「一括徴収予定額」が同じになります。

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

理由 1 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 【注】1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。	徴収予定月日 9月20日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 90,000 円	左記の一括徴収した税額は、9月分(翌月10日納入期限分)で納入します。
---	---	-------------------------------------

③ 普通徴収(本人納付)の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。)

理由 <input type="checkbox"/> 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため 【注】1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。	※市町記入欄
---	--------

※a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。 ※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。
※c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

⇒ 当市で初めて特別徴収をされる事業所は新規に○をつけてください。

(3) 転勤などで特別徴収を継続する場合

1. 現年度 令和8年6月～令和9年5月
 2. 新年度 令和9年6月～令和10年5月
 3. 両年度 1及び2の期間

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

受付印		年度		1		右から番号を入力 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
(宛先) いなべ市長		所在地		〒511-0498 いなべ市北勢町阿下喜 31 番地		特別徴収義務者指定番号		00000000	
いなべ市長		フリガナ		イナベカブシキガイシャ		宛名番号		3	
令和7年10月30日提出		氏名又は名称		いなべ株式会社		担連		所属	
		個人番号(マイナンバー)又は法人番号		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		当給		氏名	
						者先		電話	
								0594-86-7794 内線(100)	
フリガナ		ホクセイ ハナコ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額 (納付済額)		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	
氏名		北勢 花子		120,000 円		6 月分から 10 月分まで		11 月分から 5 月分まで	
生年月日		昭和・平成 2 年 2 月 2 日				R 8 年		異動の事由	
個人番号(マイナンバー)		7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7				10 月		2	
受給者番号		999				25 日		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c	
1月1日現在の住所		いなべ市北勢町阿下喜 3083 番地 1						1	
異動後の住所								1. 特別徴収継続 ⇒ ① を記入 2. 一括徴収 ⇒ ② を記入 3. 普通徴収(本人納付) ⇒ ③ を記入	

異

三重県内全市町共通様式

三重県内の他市町に提出する場合もご使用いただけます。宛先を訂正して、提出先の市町名を記載してください。

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)

特別徴収義務者指定番号		新規		法人番号		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		新しい勤務先へは、月割額 10,000 円を	
所在地		〒511-0202 いなべ市員弁町楚原 940 番地		担当者連絡先		所属		11 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
フリガナ		イナベブランドサンギョウカブシキガイシャ		氏名		人事課		受給者番号	
氏名又は名称		いなべブランド産業 株式会社		電話		三重 太郎		111	
						0594-74-4144 内線(200)		納入書の要否(新規の場合のみ記載)	
								1 右から番号を入力 1. 必要 2. 不要	

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

理由		1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 【注】1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。		徴収予定月日		徴収予定額(上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、	
右から番号を入力				月 日		円		月分(翌月10日納入期限分)で納入します。	

③ 普通徴収(本人納付)の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。)

理由		1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため 【注】1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。		※市町記入欄	
右から番号を入力					

当市で初めて特別徴収をされる事業所は新規に○をつけてください。

※a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。 ※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。
 ※c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

受付印

		年度		<input type="checkbox"/> 右から番号を入 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
(宛先) いなべ市長 令和 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒			特別徴収義務者 指定番号	
		フリガナ				宛名番号	
		氏名又は名称				担連 所属	
		個人番号(マイナンバー) 又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載			当絡 氏名	
				者先 電話		内線 ()	
給与所得者	フリガナ				異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
	氏名						
	生年月日	元号	昭和・平成	年 月 日			1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c
	個人番号 (マイナンバー)						
	受給者番号						
	1月1日現在の住所						
異動後の住所							
		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額 (納付済額)	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動日	1. 特別徴収継続 ⇒ ①を記入 2. 一括徴収 ⇒ ②を記入 3. 普通徴収(本人納付) ⇒ ③を記入	

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)

新(特別徴収義務者) 新しい勤務先	特別徴収義務者 指定番号	<input type="checkbox"/> 新規 法人番号			新しい勤務先へは、月割額 円を <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地	〒			担当者連絡先	受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
	フリガナ				所属	
	氏名又は名称				氏名	
				電話	<input type="checkbox"/> 右から番号を入 1. 必要 2. 不要	

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

理由	<input type="checkbox"/> 右から番号を入 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 【注】1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。
		月 日	円	

③ 普通徴収(本人納付)の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。)

理由	<input type="checkbox"/> 右から番号を入 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため 【注】1~3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。	※市町記入欄
----	---	--------

※a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。 ※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。
 ※c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

異

三重県内全市町共通様式

三
重
県
内
の
他
市
町
に
提
出
す
る
場
合
も
ご
使
用
い
た
だ
け
ま
す。
宛
先
を
訂
正
し
て、
提
出
先
の
市
町
名
を
記
載
し
て
く
だ
さ
い。

当市で初めて特別徴収をされる事業所は新規に○をつけてください。